# 省令

**○総務省令第七十一号**

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第十条の規定に基づき、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月九日

総務大臣　松本　剛明

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（令和三年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別記<br>第一号様式（特例郵便等投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第一条関係）<br>請求書<br>特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項の規定により、何選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、同法施行令第一条第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。<br>住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地　　氏名<br>何年何月何日<br>現在する場所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地<br>何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長あて<br>備考<br>［一・二　略］<br>三　特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第二条第一号に規定する外出自粛要請等又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示すること。特別の事情により当該書面を提示することができない場合には、適当な箇所にその理由を記載すること。<br>［四・五　略］ | 別記<br>第一号様式（特例郵便等投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第一条関係）<br>請求書<br>特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項の規定により、何選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、同法施行令第一条第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。<br>住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地　　氏名<br>何年何月何日<br>現在する場所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地<br>何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長あて<br>備考<br>［一・二　同上］<br>三　特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第二条第一号に規定する外出自粛要請又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示すること。特別の事情により当該書面を提示することができない場合には、適当な箇所にその理由を記載すること。<br>［四・五　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**○総務省令第七十二号**

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月九日

総務大臣　松本　剛明